

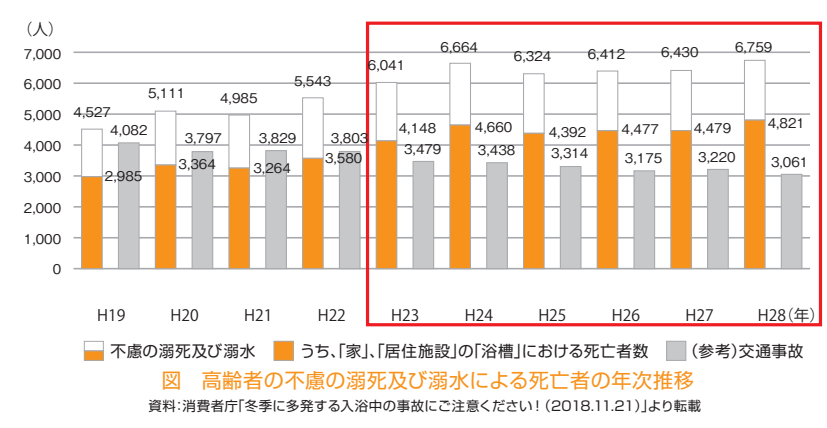
地域包括支援センター通信

問 高齢介護課(くすのき広域連合守口支所) TEL 06-6992-1610

入浴時の「ヒートショック」に注意!

12月から2月の冬場に起こりやすい浴槽での事故として「ヒートショック」があります。ヒートショックとは急激な温度の変化によって血圧が大きく変動するなど、体に大きな負荷がかかることで起こり、失神・不整脈などの症状が見られます。重症の場合は死に至ることもあり、持病がない健康な人にもヒートショックは起こります。

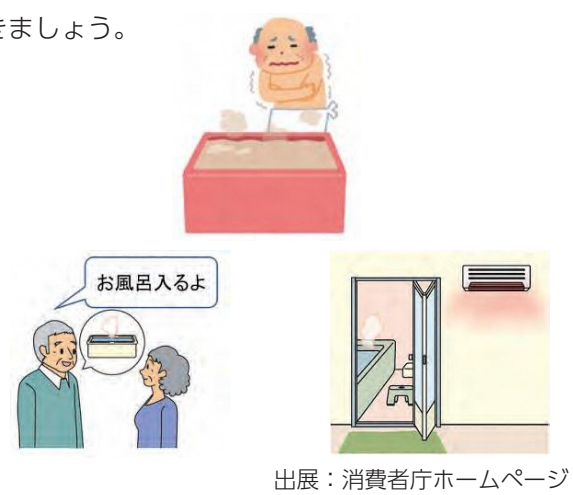
右図は、高齢者の事故のうち「不慮の溺死及び溺水」による死者数の増加傾向を示しています。特にその約7割が「家」、「居住施設」の「浴槽」で起きています。平成23年以降、「交通事故」による死者数より多くなっています。



入浴中の事故は、持病がない場合、前兆がない場合でも発生するおそれがある！
→高齢者本人が注意するとともに、家族など周りの人も一緒に事故を防ぐことが大切です。

入浴中の事故を防止するために、特に以下の点について確認しておきましょう。

- ▽入浴前に脱衣所や浴室を暖めましょう。
- ▽湯温は41℃以下、湯につかる時間は10分までを目安にしましょう。
- ▽浴槽から急に立ち上がらないようにしましょう。
- ▽食後すぐの入浴、またアルコールが抜けていない状態の入浴は控えましょう。
- ▽精神安定剤、睡眠薬などの服用後の入浴は危険ですので注意しましょう。
- ▽入浴する前に同居者に一声掛けて、見回ってもらいましょう。



出展：消費者庁ホームページ

これからも元気な生活が続けられるよう、高齢者を対象とした運動や健康、介護予防に関する講演会や教室をお住まいの地域で開催しています。詳しくは市内の地域包括支援センターまで問い合わせください。

守口市地域包括支援センター	
小学校区担当地区	相談先
よつば(旧大久保・旧東)・梶・藤田・八雲東(大日東町1番～10番)	守口第1地域包括支援センター TEL 06-6904-8900
庭窪・金田・佐太	守口第2地域包括支援センター TEL 06-4393-8401
八雲・下島	守口第3地域包括支援センター TEL 06-6908-2808
守口・八雲東(大日東町1番～10番を除く)・さつき(旧滝井)	守口第4地域包括支援センター TEL 06-4250-7878
さつき(旧春日)・さくら(旧三郷・旧橋波)	守口第5地域包括支援センター TEL 06-6992-1180
寺方南(旧寺方・旧南)・錦	守口第6地域包括支援センター TEL 06-6997-3336

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法を

知っていますか?

この法律は、障がいや理由とする差別をなくすことで、誰もが暮らしやすい共に生きる社会を作ることを目指しています。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう もと 障害者差別解消法で求められていることって?

- ① 不当な差別的取り扱いの禁止**
行政機関や会社・お店などの事業者が、障がいのある人に対して正当な理由なく、障がいを理由としてサービスの提供を拒否したり制限すること、障がいのない人には付けない条件を付けることなどの差別を禁止しています。
- ② 合理的配慮の提供**
障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。行政機関や事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要とするという意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者においては、対応に努めること)を求めています。
事業者とは、会社やお店はもちろんのこと、同じサービスなどを繰り返し継続する意思をもって行う人たちをいい、ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

不当な差別的取り扱いの具体例

- 車イスを利用しているという理由に、施設の構造上問題ないにもかかわらず入場を断られる。
- 保護者や介助者の同伴をサービスや入店の利用条件にする。
- 家を探しに行くと、障がい者向けの物件はないと言って対応しない。
- 正当な理由なく、対応を後回しにすることや、サービス時間を限定する。
- 本人を無視して、支援者・介助者や付添者のみに話しかける。

合理的配慮の具体例

- 知的障がいの人などがわかりやすいようにフリガナや図解をつけたり、わかりやすい言葉で説明したりする。
- 視覚障がいの人に対して、代筆や読み上げをする。
- 段差にスロープを渡したり、介助する。
- 聴覚障がいの人に対して、手話・筆談で伝えたり、要約筆記をつけたりする。
- 会場が3階だが階段がなかったため、歩行が難しかったり、内部疾患などで疲労や負担がかからないようにしなければならぬ人に配慮して、会場を1階に変更する。

相談窓口

▽不当な差別的取り扱いを受けた
▽合理的配慮を提供してもらえなかった など

▽障がい福祉に関する総合的な相談
問 守口市基幹相談支援センター
TEL 06-6993-5601
FAX 06-6993-9647

問 障がい福祉課
TEL 06-6992-1630
FAX 06-6991-2494